(ヘ)例へば東京、[illegible]大都市[illegible]の所属支部と實際に所属する[illegible]支部[illegible]と連に聯合協議会を開催し、適當なる候補者の選定と選挙運動の連絡を計ること。

(ト)候補者は嚴選して乱立を避け推薦する者の當選を期すること。

二 選挙運動、選挙運動は単に選挙期間の運動のみでなく、選挙前の運動をも含む。我々にとつては選挙前の運動こそむしろ重大である。

A 選挙前の運動

選挙前の運動は次の如きものである。

(イ)田中内閣打倒運動、議会解散と総選挙、地方に於ける官憲の無産階級運動に対する弾圧政策、金権政党に対する挑戦政策と結びつけ、田中反動内閣打倒運動を展開すること。この運動のスローガンは暴圧諸法令の撤廃、治安維持法の廃止、対支絶対不干渉、金権政治の打破、小選挙区制絶対反対等である。

(ロ)団結権獲得運動、労働組合を背景とする地方支部にあつては「労働組合法」、最低賃銀法」の獲得を、農民組合を背景とする地方支部にあつては「小作法、小作組合法」の獲得を主眼とし、署名請願運動をなすこと、この運動のスローガンは、「労働組合法」の制定、八時間労働制の確立、最低賃銀法の制定、立入禁止、立毛差押絶対反対、「農業小作法」の制定等である。

以上は主として日本大衆党の名を印象し無産階級に対するアヂオーヨンを主眼としたものであるが、次に直接選挙に関係あるものとしては次の如き運動を行はねばならぬ。

(ハ)悪税撤廃運動、戸数割、雑税税附加税(自轉車税、牛馬税、諸車税等)の撤廃等を目標とし撤税会、請願署名運動等を為すことこの運動のスローガンは自轉車税等諸車税の廃止、戸数割の廃止、府県営業税の廃止、特別地税の廃止等である。

(ニ)瓦斯、水道、電燈料金の値下運動。直接民衆の生活に関係のあるこれ等の題目を捉へて請願署名運動を為し、それが達成の期成同盟会を作ること。この運動のスローガンは瓦斯水道電燈料金の値下げ生活権の擁護、等である。

(ホ)その他、その他それぞれの地方の實情に應じて、例へば電車料金の値下げ運動、家賃の値下げ運動等をなすこと。

B 實際の選挙運動